



2024年度業務部ニュース

発行：国鉄労働組合西日本本部 / 〒530-0034 大阪市北区錦町2番2号 国労大阪会館

電話番号 NTT06-6358-1190 (FAX)06-6353-7849

第6号 2024年9月7日

労働協約交渉

○勤務改善に関する要求

社員が第三者により加害を受けた場合、第三者加害休暇（有給）を新設すること。また、第三者加害対策を引き続き講じること。

「仕事と家庭の両立支援」を促進する上で「託児所の設置」「休職期間の延長」「取得要件の緩和」を図り、育児・介護休職が取得できる環境及び啓蒙を行なうこと。引き続き、次世代育成支援の取り組みを継続すること。

育児勤務制度（夜勤制限、短日数勤務、時短勤務等）を一律義務教育終了までとすること。

深夜勤務制限措置の「なお、満16歳以上の同居家族がいる場合で」及びア「常態として深夜帯において就業していないこと」を削除すること。

大規模災害等で交通遮断が発生した場合は障害休暇として扱い、制度がしっかり運用されるよう現場に指示すること。

特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域に於いて非常呼び出しを行なわないこと。

不妊治療を行なう社員の体調を考慮し、治療期間中の勤務に配慮を行ない、申請された日は有休とすること。

養生休暇について、取得しやすい制度と環境整備を図ること。また、生理のため就業が著しく困難な場合は必要な期間有給扱いにすること。

忌引きによる休暇は7日間に統一すること。

年次有給休暇の日数を25日にすること。

○ハラスメント対策と職場の「いじめ」根絶

「メンタルヘルス」対策に関する要求

カスハラ防止対策および、社員のフォロー体制をしっかりと行ない、上司の教育をしっかりと行なうこと。

○乗務員勤務制度に関する要求

アルコール検知で泊り乗務が不可となった場合は、2暦日不参としないこと。

○その他

地震など災害時に社員のいのちを守る対策を講じること。



**働きやすい職場にする為に
国労に加入し共に声をあげよう**